



山口市

報道資料

令和5年8月21日

1 件名	職員の懲戒処分の公表について
2 日時	令和5年8月21日（月）
3 場所	
4 内容	職員の懲戒処分及び市長コメントについて、別紙のとおり公表します。
5 問い合わせ	総務部職員課人事研修担当 TEL 083-934-2727

(別紙)

令和5年8月21日
山口市総務部職員課

懲戒処分の公表

<懲戒処分>

1 被処分者

所属 徳地総合支所
補職 主事
年齢 22歳
性別 男性

2 処分内容

停職3箇月

3 処分年月日

令和5年8月21日

4 事実の概要及び処分理由

被処分者は、令和5年7月17日深夜、自宅アパートにおいて、児童に性的な姿態をとらせ、これを携帯電話機で撮影し、その画像データを同携帯電話機本体の内蔵記録装置に記録した。同日、山口警察署に「性的姿態等撮影罪」の容疑で逮捕され、その後、18日間の勾留を経て、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反（児童ポルノ製造）により略式起訴され、罰金50万円の略式命令を受けた。

かかる行為は、市民の安全安心を守る責務のある山口市職員にあるまじき行為であり、公務員の信用を失墜させるだけでなく、著しく本市の信頼性を傷つけるものである。

以上のことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに山口市職員の分限及び懲戒に関する手続並びに効果に関する条例第7条の規定により、停職3箇月とするものである。

<その他の処分>

1 管理監督責任

・文書訓告

徳地総合支所総合支所長、徳地総合支所副総合支所長、徳地総合支所農林課長

<対応策>

幹部職員に対して、服務規律のより一層の確保について周知徹底を図るとともに、全職員に宛てて、服務規律徹底の依命通達を行いました。

今後このようなことが起きないように職員一人ひとりに規律保持の徹底や研修等を通じた倫理観の醸成を図ると共に、本件の重大さをかみしめ、市民の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

(連絡先)

山口市総務部職員課

人事研修担当

電話(直通) 083-934-2727

【市長コメント】

本市職員が起こした「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反事件につきまして、本日、当該職員に対して停職3箇月の懲戒処分を行いました。

本事件により、著しく本市の信頼性を傷つけることとなり、市民の皆様に、改めて心からお詫び申し上げます。

今回の事件を重く受け止め、職務の内外を問わず、職員一人ひとりに公務員としての自覚を促すとともに、より一層、服務規律の確保を図ってまいります。

令和5年8月21日

山口市長 伊藤和貴